

むつ市犯罪被害者等支援ハンドブック

～被害者とその家族のために～



～小さな勇気 きっと誰かの 大きな支え～
あなたやあなたの大切な人も含め
誰もがある日突然犯罪に遭い
犯罪被害者となる可能性があります
身近に犯罪の被害に遭われた方がいたら
まずは自分から勇気を出して寄り添い
皆で支え合える社会をつくっていきましょう

青森県むつ市

目 次

むつ市の相談窓口

1 犯罪被害者等支援の総合的対応窓口	1
--------------------------	---

2 経済的支援に関する相談

(1) 高額療養費の支給	1
(2) 医療費の一部負担金の徴収猶予および免除	1
(3) 後期高齢者医療保険料の納付に関する相談.....	1
(4) 介護保険料の納付に関する相談	1
(5) 子育てに係る負担の軽減	1
(6) 市税の減免や納付に関する相談	2
(7) 生活保護	2
(8) 市営住宅への入居	2
(9) 母子生活支援施設への入所	3
(10) 就業の支援	3
(11) 消費生活に関する相談	3
(12) 多重債務に関する相談	3

3 精神的・身体的被害の回復・防止等に関する相談

(1) 保健師による健康相談	3
(2) 子育ての悩み相談	3
(3) こどもの権利相談.....	4
(4) DV相談	4
(5) 障がい者虐待への対応	4
(6) 高齢者虐待への対応	4
(7) 身体の障がいに関する相談	5
(8) 住所情報の保護	5

関係機関の相談窓口

4 青森県の総合的対応窓口	5
5 青森県警察本部の相談窓口	5
6 公益社団法人あおもり被害者支援センターが行う各種相談・支援	6
7 あおもり性暴力被害者支援センターが行う各種相談・支援	7

犯罪によって受けた被害に関する支援は、あまりなじみのないものであります。そのため、市では犯罪被害者等が受けることができる支援について、市及び関係機関の相談窓口をハンドブックにまとめ、情報を早期に、かつ包括的に提供いたします。

●むつ市犯罪被害者等支援条例 (相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が、その受けた被害を早期に回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 市は、子ども、女性、高齢者、障害者その他特別の配慮を要する犯罪被害者等に対し前項の相談及び情報の提供等を行うに当たり、専門的知識を有する職員の配置等必要な施策を講ずるものとする。

令和3年10月制定

1 犯罪被害者等支援の総合的対応窓口

<p>犯罪被害者等から相談や問合せがあった場合、必要な支援を行っている庁内関係部署や関係機関へ適切につながります。</p>	<p>市民連携課 広聴連携 G TEL 0175-22-1111 内線 2154</p>
---	--

2 経済的支援に関する相談

<p>(1) 高額療養費の支給</p>	<p>国保世帯の1か月間の医療費の自己負担額が、その世帯の自己負担限度額を超えた場合、申請によりその超えた分を高額療養費として支給します。</p>	<p>国保年金課 国保 G TEL 0175-22-1111 内線 2431~2435</p>
<p>(2) 医療費の一部負担金の徴収猶予及び免除</p>	<p>国保世帯の第三者行為(交通事故、闘争等)を除く医療費の一部負担金の支払いが困難となった犯罪被害者等の徴収猶予または免除の相談に応じます。</p>	
<p>(3) 後期高齢者医療保険料の納付に関する相談</p>	<p>後期高齢者医療保険料について、納付困難となった場合など、状況に応じた分割納付などの相談に応じます。</p>	<p>国保年金課 年金・後期 G TEL 0175-22-1111 内線 2441~2445</p>
<p>(4) 介護保険料の納付に関する相談</p>	<p>介護保険料について、納付困難となった場合など、状況に応じた分割納付などの相談に応じます。</p>	<p>介護保険課 介護保険担当 TEL 0175-22-1111 内線 2563・2564</p> <p>税務課 収納 G TEL 0175-22-1111 内線 2232~2236</p>
<p>(5) 子育てに係る負担の軽減 (出産) ◆ 助産制度</p>	<p>妊産婦が保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない場合において、その妊産婦から申込みがあったときは、助産施設における助産に係る費用を助成します。</p>	<p>子育て支援課 TEL 0175-22-1111 内線 2526~2528</p>

<p>(育児)</p> <p>◆ 児童扶養手当</p>	<p>父若しくは母と生計を同じくしていない、または父若しくは母に一定以上の障がいがある場合において、児童の母、父または養育者を対象として、その生活の安定を図るために支給します。</p>	<p>子ども家庭課 子育て給付 G TEL 0175-22-1111 内線 2514~2516</p>
<p>(保育)</p> <p>◆ ひとり親家庭等の保育料の軽減</p>	<p>ひとり親家庭等の保育料について、所得に応じて軽減します。</p>	<p>子ども家庭課 保育 G TEL 0175-22-1111 内線 2525</p>
<p>(教育)</p> <p>◆ 就学費用の援助</p>	<p>経済的困窮にあると認められる場合に、小中学校での就学に必要な経費の一部を援助します。</p>	<p>教育委員会 総務課 総務・学務 G TEL 0175-22-1111 内線 3115</p>
<p>(6) 市税の減免や納付に関する相談</p>	<p>市税等の納付が困難となった場合など、状況に応じた減免や分割納付などの相談に応じます。</p>	<p>TEL 0175-22-1111</p>
<p>【市・県民税の減免】</p>	<p>税務課 市民税 G 内線 2212~2217</p>	
<p>【固定資産税の減免】</p>	<p>税務課 固定資産税 G 内線 2222~2225</p>	
<p>【国民健康保険税の減免】</p>	<p>税務課 市民税 G 内線 2212~2217</p>	
<p>【市税の納付相談】</p>	<p>税務課 収納 G 内線 2232~2236</p>	
<p>(7) 生活保護</p>	<p>専門の職員が対応いたします(生活困窮者主任相談支援員)</p> <p>生活に困窮した場合、生活保護法に基づき、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、世帯の自立を助長します。</p>	<p>生活福祉課 保護第1・2G TEL 0175-22-1111 内線 2535~2541 2543~2546</p>
<p>(8) 市営住宅への入居</p>	<p>犯罪被害及びDV被害等により従前の住居に居住することが困難となった場合には、居住の安定を図り、その自立を支援するため、市営住宅への入居に関する相談に応じるとともに、提供可能な範囲内で優先的な入居を実施します。</p>	<p>住宅政策課 市営住宅 G TEL 0175-22-1111 内線 2763・2764</p>

(9) 母子生活支援施設への入所	18歳未満の子どもを養育している母子家庭や、何らかの事情で離婚の届出ができないなど、母子家庭に準じる家庭を入所させて自立に向けた生活を支援します。	子育て支援課 TEL 0175-22-1111 内線 2526~2528
(10) 就業の支援	母子家庭の母、父子家庭の父を対象に、自立のための就業支援を総合的に実施します。	子育て支援課 TEL 0175-22-1111 内線 2526~2528
(11) 消費生活に関する相談	商品・サービスに関する苦情や事業者とのトラブルなどの相談に応じ、助言や情報提供を行います。	むつ市消費生活センター (市民連携課内) TEL 0175-22-1111 内線 2158・2159 直通 0175-22-1353
(12) 多重債務に関する相談	借金問題に関する相談に応じ、債務整理が必要な場合は、弁護士の無料相談へつなぎます。	時間 月～金 8:30～17:15 (土日祝・年末年始除く)

3 精神的・身体的被害の回復・防止等に関する相談

(1) 保健師による健康相談	健康に関すること、精神保健に関することについて本人や家族、関係者などの相談に応じ、助言、指導、関係機関の紹介などを行います。	健康づくり推進課 TEL 0175-22-1111 内線 2573~2575・2577
(2) 子育ての悩み相談	子ども家庭センター【～Smile Kids Office～にっこりっこ】 専門の職員が対応いたします(保健師、家庭児童相談員等)	
	子どもへの関わり方等、子育てに関する相談や児童虐待に関する相談に応じます。	子育て支援課 <子育てに関する相談> TEL 0175-22-1111 内線 3714~3719 直通 0175-22-2244 <児童虐待に関する相談> 内線 2526~2528

(3) こどもの権利相談	専門の職員が対応いたします(こどもの権利相談員等)	
	友人関係、家族関係、学校のことなど 悩みや困りごとに対する相談に応じます。	子育て支援課 直 通 0175-22-1126
(4) DV相談	専門の職員が対応いたします(婦人相談員等)	
	配偶者やパートナーからの暴力に関 する相談に応じます。	子育て支援課 TEL 0175-22-1111 内 線 2526~2528
(5) 障がい者虐待へ の対応	専門の職員が対応いたします(社会福祉士等)	
	障がい者に対する虐待の早期発見・ 早期対応に努めるとともに、障がい者虐 待防止の啓発を行います。 ※耳の不自由な方のために 手話通訳員もおります。	総合福祉課 障がい福祉 G TEL 0175-22-1111 内 線 2592~2596
(6) 高齢者虐待への対 応	専門の職員が対応いたします(社会福祉士等)	
	高齢者福祉課と地域包括支援センタ ーにおいて、高齢者虐待防止に関する 周知・啓発を図るとともに、虐待の早期 発見・早期対応に努め、関係機関と連 携して高齢者を守ります。	介護保険課 介護保険担当 TEL 0175-22-1111 内 線 2563・2564 地域包括支援センター 内 線 2556~2558
(7) 身体の障がいに関 する相談	犯罪等の被害により身体に障がい が残った場合、相談に応じ必要な支援を 行います。 ※耳の不自由な方のために 手話通訳員もおります。	総合福祉課 障がい福祉 G TEL 0175-22-1111 内 線 2592~2596

(8) 住所情報の保護	DVやストーカー行為等の被害者からの申出により、加害者が住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付の制度を不当に利用して被害者の住所を探索することを防止し、被害者の保護を図ります。	市民課 窓口サービス G TEL 0175-22-1111 内線 2411・2412
-------------	--	--

4 青森県の総合的対応窓口

具体的な相談窓口の紹介や連絡調整	電話 <受付時間> 月～金 午前8:30～午後5:15 (土日祝日、年末年始を除く)	青森県交通・地域社会部 地域生活文化課 (県庁北棟7階) TEL 017-734-9232
------------------	---	--

5 青森県警察本部の相談窓口

警察安全相談	DVなどの暴力相談・ストーカー相談 高金利に関する相談・サイバー犯罪に関する相談 薬物乱用などの相談・振り込め詐欺などの相談 <相談受付時間> 月～金 午前8:30～午後5:00 (土日祝日、年末年始を除く)	青森県警察本部 警察安全相談室 TEL 017-735-9110 (短縮#9110) *直接来訪しての相談も可能です。 *各警察署にも「警察安全相談窓口」が設置されています。 むつ警察署(安全相談窓口) TEL 0175-22-1321
性犯罪被害に関する相談	性犯罪の被害などに関する相談 <相談受付時間> 毎日24時間 平日8時30分～17時15分は女性警察官が対応可能。上記以外の時間帯は当直職員で対応するため、男性警察官が対応する場合があります。	青森県警察本部捜査第一課 性犯罪被害110番 TEL 0120-89-7834 (短縮#8103)

少年被害に関する相談	少年の被害、悩み、子供についての心配ごとに関する相談 <相談受付時間> 午前8:30～午後5:15 (土日祝日・年末年始を除く)	ヤングテレホン 青森県警察本部少年課 TEL 0120-58-7867 むつ警察署(安全相談窓口) TEL 0175-22-1321
------------	---	--

6 公益社団法人あおもり被害者支援センターが行う各種相談・支援

各種相談及び支援	電話及び面接による相談 専門相談 (臨床心理士によるカウンセリング及び弁護士による法律相談) 付添い支援 (病院、警察、法廷等への付添い) <相談受付時間> 午前9:00～午後5:00 (土日祝日・年末年始を除く)	公益社団法人あおもり被害者支援センター 犯罪や交通事故被害に関する相談 TEL 017-721-0783
----------	--	--

7 あおもり性暴力被害者支援センターが行う各種相談・支援

各種相談及び支援	<ul style="list-style-type: none"> ・相談(電話・面接) ・支援のコーディネート (他の支援機関の情報提供、要望による相談内容の引継ぎ等) ・専門相談 (臨床心理士によるカウンセリング及び弁護士による法律相談) ・産婦人科医療機関等の紹介・付添い 付添い支援 (病院、警察、法廷等への付添い) <相談受付時間> 午前9:00～午後5:00 (上記受付時間以外、土日祝日・年末年始は国のコールセンターに繋がります。)	あおもり性暴力被害者支援センター 性暴力被害専用相談電話 「りんごの花ホットライン」 TEL 017-777-8349
----------	--	---

◆ 本センターは、県が設置し、公益社団法人あおり被害者支援センターに運営を委託しています。

※青森県、青森県警察、(公社)あおり被害者支援センター、青森県産婦人科医会は、性暴力被害者への支援における連携・協力に関する協定を締結しています。



犯罪被害者等支援シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

〔発行元〕

〒035-8686 おつ市中央一丁目8-1
おつ市役所政策推進部市民連携課
TEL 0175-22-1111 FAX 0175-23-0234
E-mail renkei@city.mutsu.lg.jp

令和6年7月